

芽室町議会生成 AI 利活用ガイドライン（案）

1 目的

本ガイドラインは、芽室町議会において生成 AI を適切かつ安全に活用し、議会活動の生産性の向上及び政策立案能力の強化を図ることを目的とする。

2 基本原則

(1) 主体性の保持

生成 AI は、議論、調査、資料作成等を補助するツールである。生成 AI の出力内容を利用するか否かの判断並びに最終的な意思決定、発言その他の議会活動については、議員本人が責任を負うものとする。

(2) 町のガイドライン等を踏まえた利用

芽室町が定める「文章生成 AI 利活用ガイドライン」その他の情報セキュリティに関する規程の趣旨を踏まえ、情報漏えいの防止その他の情報の適正な取扱いに努めるものとする。

3 入力禁止事項

次に掲げる情報は、生成 AI に入力してはならない。

(1) 個人情報

氏名、住所、電話番号、相談内容その他の特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報

(2) 非公開情報

未公開の議案に関する情報、執行機関から提供された非公開情報、非公開の会議又は協議に関する情報その他法令、条例、会議規則等により守秘義務が課されている情報

(3) 情報セキュリティに関する情報

パスワード、認証情報、システム設定その他漏えいにより不正に利用されるおそれのある情報

(4) その他の情報

著作権その他の第三者の権利を侵害するおそれのある情報又は公序良俗に反する内容

(5) 匿名化した情報

前各号に掲げる情報を匿名化した場合であっても、個人又は案件を推測す

ることができる情報は、入力してはならない。

4 議会活動における利用上の留意事項

(1) 情報の正確性の確保（ファクトチェック）

生成 AI が出力した文章、データ等には、事実と異なる内容が含まれる可能性がある。出力結果をそのまま使用せず、必ず法令、公式資料、公的統計、会議録その他の信頼できる情報源と照合し、その正確性及び最新性を確認すること。

(2) 著作権等への配慮

生成 AI が出力した文章、画像その他のコンテンツを利用する場合は、既存の著作物との同一性又は類似性、利用目的及び利用方法を確認し、著作権、肖像権、プライバシー権その他の第三者の権利を侵害しないよう注意すること。

(3) 利用の透明性

生成 AI を利用して作成した政策提言資料、質問原稿等を議会内で提示し、又は配布する場合は、必要に応じて、生成 AI を利用した旨、使用したツール名等を明記することが望ましい。ただし、文章の校正、誤字脱字の確認等の軽微な利用にとどまる場合は、この限りでない。

(4) 公平性等への配慮

生成 AI の出力内容に、差別、偏見、誹ぼう中傷その他の不適切な内容が含まれていないかを確認すること。

(5) 重要な判断

政策判断、表決その他の重要な判断は、生成 AI の出力のみに基づいて行わないこと。

(6) 原資料の確認

生成 AI による要約及び調査結果は、原資料の確認に代わるものではない。

5 推奨される活用場面

生成 AI の活用が推奨される場面は、次のとおりとする。

- (1) 公開されている会議録の要約及び主要な論点の抽出
- (2) 政策立案における対案、論点及び多角的な視点の整理
- (3) 文章の校正、誤字脱字の確認及び構成の整理
- (4) 他の自治体が公表している事例、関係法令等の調査補助

(5) 一般質問、討論、政策提言等の構成案又は草案の作成

6 責任の所在及び問題発生時の対応

(1) 生成 AI の出力内容を利用する場合は、議員本人がその正確性、適法性及び妥当性を確認し、最終的な責任を負うものとする。

(2) 個人情報、非公開情報等を誤って入力した場合又は情報漏えい、著作権侵害、名誉毀損その他の問題が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、直ちに当該生成 AI サービス及び生成物の利用を中止し、速やかに議長及び議会事務局に報告するものとする。

(3) 前号の報告を受けた場合は、議会及び町の関係部署が連携し、影響範囲の確認、被害の拡大防止及び再発防止に必要な対応を行うものとする。

(4) 技術の進展、法令や国等の指針の制定・改正、社会情勢の変化等を踏まえ、本ガイドラインは、必要に応じて見直すものとする。

附 則

このガイドラインは、令和8年10月1日から施行する。